

# 令和6年度自己点検評価報告書

国立保健医療科学院

令和7年3月

| 厚労省基本指針の要求事項及び記述されている項目番号  |   | 実施機関の記入欄 |   |
|----------------------------|---|----------|---|
| 1<br>組<br>織                | 1. 実施機関の長が明確であること。  | 第 2.1    | 1. 実施機関の長の氏名： 曾根 智史<br>2. 実施機関の長の役職： 院長   |
| 2<br>機<br>関<br>内<br>規<br>程 | 1. 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」を定めた機関内規程が、実施機関の長により以下の法令等を踏まえて策定されていること。<br>(1) 動物愛護管理法<br>(2) 飼養保管等基準<br>(3) 指針（文科省、農水省、厚労省）<br>(4) その他の動物実験等に関する法令 | 第 2.2    | 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」に関する機関内規程が、実施機関の長によって、左欄の法令等を踏まえて策定されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。 |
|                            | 2. 「動物実験等の具体的な実施方法」を定めた機関内規程が、実施機関の長により以下の法令等を踏まえて策定されていること。<br>(1) 動物愛護管理法<br>(2) 飼養保管等基準<br>(3) 指針（文科省、農水省、厚労省）<br>(4) その他の動物実験等に関する法令      |          | 「動物実験等の具体的な実施方法」に関する機関内規程が、実施機関の長によって、左欄の法令等を踏まえて策定されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。      |
| 3<br>実<br>験<br>計<br>画      | 1. 動物実験計画が動物実験責任者により策定されていること。  | 第 3.1    | 全ての動物実験計画は動物実験責任者により策定されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。                                   |
|                            | 2. 実施機関の長は動物実験等の開始前に、動物実験責任者に動物実験計画を申請させていること。  | 第 2.4    | 全ての動物実験計画は、動物実験責任者により機関の長に申請されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。                             |

|                                      |   |                        |   |
|--------------------------------------|---|------------------------|---|
|                                      | <p>3. 動物実験計画が動物実験委員会の審査を経て実施機関の長により動物実験等の開始前に承認または却下されていること。</p>  | <p>第 2.4<br/>第 3.1</p> | <p>全ての動物実験計画は、実施機関の長により承認又は却下がなされていますか？</p> <p>【はい】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p>                       |
| <p>4<br/>動物<br/>実験<br/>等の<br/>実施</p> | <p>1. できる限り代替法を利用することを踏まえて動物実験等が計画され実施されていること。</p>  | <p>第 5.1</p>           | <p>動物実験計画は、代替法について記載する様式になっていますか？</p> <p>【はい】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p>                             |
|                                      | <p>2. 以下の事項を考慮して動物実験等が計画され実施されていること。</p> <p>(1) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定</p> <p>(2) 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数</p> <p>(3) 遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件</p>                 |                        | <p>動物実験計画は、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを記載する様式になっていますか？</p> <p>【はい】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p>       |
|                                      | <p>3. 以下の法律等における苦痛の軽減に係る規定を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において出来る限り実験動物に苦痛を与えない方法による動物実験等が計画され実施されていること。</p> <p>(1) 動物愛護管理法</p> <p>(2) 飼養保管等基準</p> <p>(3) 動物の殺処分方法に関する指針</p> |                        | <p>動物実験計画は、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の殺処分方法を記載できる様式になっていますか？</p> <p>【はい】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> |

|                                      |  |       |  |
|--------------------------------------|--|-------|--|
|                                      | 4. 適切に維持管理された施設及び設備において動物実験等が実施されていること。(飼育室の施設及び設備に関しては「飼養・保管」の項参照)                                      |       | 動物に実験的処置を加え、もしくは生理機能等を測定するための実験室が、以下の事項に配慮して管理されていますか？<br>(1) 清潔な衛生状態を保つとともに、整理整頓されていること<br>(2) その使用目的・内容等に合致した構造、設備をそなえていること<br>(3) 飼育室内において実験的処置等を行う場合は、飼育中の他の動物への影響をできる限り少なくすること（サル類等への不安感の軽減など）<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。 |
| 5<br>実<br>験<br>実<br>施<br>結<br>果      | 1. 実験終了後、動物実験責任者から実施機関の長に動物実験計画の実施結果が報告されていること。  | 第 3.2 | 全ての動物実験計画の実施結果が、実験終了後、実施機関の長に報告されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。   |
|                                      | 2. 実施機関の長は、動物実験の終了後、動物実験責任者から動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じていること。                     | 第 2.5 | 実施機関の長は、動物実験責任者からの報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。  |
| 6<br>動<br>物<br>実<br>験<br>委<br>員<br>会 | 1. 動物実験委員会が実施機関の長により設置されていること。   | 第 2.3 | 動物実験委員会が実施機関の長により設置されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。   |
|                                      | 2. 委員は実施機関の長により以下の者から任命されていること。<br>(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者<br>(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者<br>(3) その他学識経験を有する者 | 第 4.2 | 委員は機関の長により左欄に掲げる者から任命されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。   |

|   |              |  |
|---|--------------|--|
| <p>3. 動物実験委員会は、実施機関の長の諮問を受け、動物実験計画が以下に適合しているか否かの審査を行っていること。</p> <p>(1) 指針（文科省、農水省、厚労省）</p> <p>(2) 機関内規程 等</p> | <p>第 4.1</p> | <p>動物実験委員会は、実施機関の長の諮問を受けて、動物実験計画が左欄の(1)(2)に適合しているか否かの審査を行っていますか。具体的には以下の項目全てについて適合しているかを審査し、確認していますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. できる限り代替法を利用することを踏まえて動物実験等が計画され実施されていること。</li> <li>2. 以下の事項を考慮して動物実験等が計画され実施されていること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定</li> <li>(2) 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数</li> <li>(3) 遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件</li> </ol> </li> <li>3. 以下の法律等における苦痛の軽減に係る規定を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において出来る限り実験動物に苦痛を与えない方法による動物実験等が計画され実施されていること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 動物愛護管理法</li> <li>(2) 飼養保管等基準</li> <li>(3) 動物の殺処分方法に関する指針</li> </ol> </li> </ol> <p>【はい】</p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> |
| <p>4. 動物実験委員会は、第 3 項の審査結果を実施機関の長に報告していること。</p>  |              | <p>動物実験委員会は、動物実験計画書の審査結果を実施機関の長に報告していますか？</p> <p>【はい】</p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p>   |
| <p>5. 動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施結果の報告を受けていること。</p>  |              | <p>動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施結果の報告を受けていますか？</p> <p>【はい】</p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p>   |

|                                  |   |             |  |
|----------------------------------|---|-------------|--|
|                                  | <p>6. 動物実験委員会は、第5項の報告を受け、必要な助言を行っていること。</p>   |             | <p>動物実験委員会は、前項の報告を受け、必要な助言を行なっていますか？</p> <p>【はい】</p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p>  |
| <p>7<br/>安<br/>全<br/>管<br/>理</p> | <p>1. 物理的・化学的な材料、病原体又は遺伝子組換え生物等を用いる動物実験など、人および実験動物の安全・健康、周辺環境および生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する場合は、関係法令等の規定および施設および設備の状況を踏まえた上で、以下のことに注意あるいは配慮すること。</p> <p>(1) 動物実験実施者の安全確保および健康保持</p> <p>(2) 施設周辺の公衆衛生、生活環境および生態系の保全上の支障の防止</p> <p>(3) 飼育環境の汚染による実験動物への傷害防止</p> | <p>第5.2</p> | <p>特に注意を払う必要のある物理的・化学的な材料、病原体又は遺伝子組換え生物等を用いる動物実験など、人および実験動物の安全・健康、周辺環境および生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する場合には、関係法令等の規定および施設並びに設備の状況を踏まえた上で、左欄のことが配慮されていますか？</p> <p>【はい】</p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> |

|                                  |  |            |  |
|----------------------------------|--|------------|--|
| <p>8<br/>飼<br/>養<br/>保<br/>管</p> | <p>1. 以下の法律等に従うほか、飼育環境の微生物制御等の科学的観点から、動物実験等に必要な飼養及び保管方法を踏まえ、飼養及び保管を適切に行なうこと。<br/>(1) 動物愛護管理法<br/>(2) 飼養保管等基準</p> | <p>第 6</p> | <p>1. すべての施設において実験動物に関する知識及び経験を有する者が実験動物管理者として置かれていますか？<br/>【はい】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>2. 実験動物管理者の要件・役割等が規程類に明記され、適切に運用されていますか？<br/>【はい】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>3. 実験動物種、日/月/年齢毎に適切な給餌・給水が行われていますか（実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で）<br/>【はい】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>4. 実験動物の（実験目的以外の）傷害又は疾病の予防に必要な健康管理並びに（実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で）傷害及び疾病の適切な治療が行われていますか？<br/>【いいえ】<br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。<br/>人道的エンドポイントに合致するような症状があれば、安楽死処分を実施する。</p> <p>5. 実験動物導入時の検疫・馴化並びに隔離飼育等により、実験動物及び飼養者等の健康、安全の保持に努めていますか？<br/>【いいえ】</p> |
|----------------------------------|--|------------|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>基本的に SPF のマウスを販売業者から購入しているため、検疫・隔離は実施していない。なお、動物の馴化の目的で、納入後 3 日間は実験処置を実施しない。</p> <p>6. 異種又は複数の実験動物の同一飼育施設内での飼養保管は、(実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で) その組み合わせを考慮した収容が行なわれていますか？</p> <p><b>【いいえ】</b></p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>飼養しているのは、すべてマウスである。</p> <p>7. 実験動物の輸送時には、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ軽減するために、輸送時間、給餌・給水、換気、温度並びに異種動物間の区分を適切に行っていますか？</p> <p><b>【いいえ】</b></p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>過去 3 年間に当施設から輸送する事例はなかった。</p> <p>8. 実験動物が、(実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で) 日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されていますか？</p> <p><b>【はい】</b></p> <p>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>9. 実験動物が、(実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で) 過度のストレスがかからないよう、適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構</p> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>造の施設で、飼養保管されていますか？</p> <p><b>【はい】</b><br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>10. 施設の天井、床、内壁および付属設備は、衛生状態の維持、管理が容易な構造とし、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれのない構造となっていますか？</p> <p><b>【はい】</b><br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>11. 実験動物の逸走防止策の実施、逸走した場合の措置等があらかじめ定められていますか？</p> <p><b>【はい】</b><br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>12. 実験動物の汚物の処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生の防止、騒音の防止に配慮していますか？</p> <p><b>【はい】</b><br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>13. 実験動物が逸走しない施設および危険を伴うことなく作業ができる施設を整備していますか？</p> <p><b>【はい】</b><br/>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> |
|--|--|---|

|                       |   |       |  |
|-----------------------|---|-------|--|
|                       |   |       | <p>14. 実験動物に由来する人の疾病の予防のための健康管理を行っていますか？<br/> <b>【はい】</b><br/> 「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>15. 実験動物の記録管理を適正に行っていますか？<br/> <b>【はい】</b><br/> 「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>16. 実験等に関係のない者が実験動物に接することのない措置が講じられていますか？<br/> <b>【はい】</b><br/> 「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> <p>17. 地震、火災等の緊急時に採るべき措置をあらかじめ作成していますか？<br/> <b>【はい】</b><br/> 「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p> |
| 9<br>教<br>育<br>訓<br>練 | <p>1. 実施機関の長により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物実験実施者</li> <li>・ 実験動物の飼養又は保管等に携わる者（実験動物管理者及び飼養者を含む）</li> </ul> <p>に対し以下の事項が行なわれていること。</p> <p>(1) 適正な動物実験等の実施及び実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識を修得させるための教育訓練</p> <p>(2) 資質の向上を図るために必要な措置</p> | 第 2.6 | <p>実施機関の長により、左欄の教育訓練が実施されていますか？<br/> <b>【はい】</b><br/> 「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。</p>  |

|                        |   |       |   |
|------------------------|---|-------|---|
| 10<br>自<br>己<br>点<br>検 | 1. 実施機関の長により、定期的に実施機関における動物実験等が以下に適合しているか否かの自己点検及び評価が行なわれていること。<br>(1) 指針（文科省、農水省、厚労省）<br>(2) 機関内規程 | 第 2.7 | 実施機関の長により、定期的に実施機関における動物実験等が左欄の(1)(2)に適合しているか否かの自己点検及び評価が行なわれていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。  |
| 11<br>情<br>報<br>公<br>開 | 1. 実施機関の長により、機関内規程並びに自己点検及び評価の結果等が適切な方法により公開されていること。  | 第 2.8 | 実施機関の長により、機関内規程並びに自己点検及び評価の結果等が何らかの方法により公開されていますか？<br>【はい】<br>「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。   |
| 12<br>外<br>部<br>委<br>託 | 1. 動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先においても、厚労省基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する指針に基づき、適正に動物実験等を実施するよう努めること。                | 第 7.3 | 1. 動物実験等を別の機関に委託することがありますか？<br>【いいえ】<br>委託を行っていない。<br>2. 動物実験等を別の機関に委託することがある場合、委託先の厚労省基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する指針の遵守状況を確認していますか？<br>【いいえ】 「いいえ」の場合、理由等があれば記載してください。<br>委託を行っていない。 |